平成２１年（フ）第２７１５号
福岡市城南区別府団地12番703号
債務者　廣田　律子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７２１号
福岡県福津市津屋崎３丁目16番10号
債務者　柴田　鐵男
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７２２号
福岡県福津市津屋崎３丁目16番10号
債務者　柴田チズ子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８０２号
福岡市早良区曙１丁目２番10―102号
債務者　徳永　雅信
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８１６号
福岡県春日市下白水北３丁目18番地ロイヤルハイツ泉203号
債務者　山下　和治
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８８４号
福岡県朝倉市佐田1940番地１
債務者　徳永　信敏
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８８５号
福岡県朝倉市佐田1940番地１
債務者　徳永　町子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９０１号
福岡市南区桧原３丁目19番３―502号
債務者　滿留　ゆり（旧姓井浦）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９１５号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1106番地66
債務者　清水　智美
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９４０号
福岡市東区箱崎１丁目20番２号
債務者　平野　隆之
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９７３号
福岡市中央区白金２丁目13番15―503号
債務者　七海　武志
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９８５号
福岡県福津市中央５丁目19番19号　ベイフィールドＡ―202号、破産手続開始申立時の住所福岡県福津市中央１丁目16番６―604号
債務者　大槻　憲一
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９８８号
福岡市西区周船寺２丁目18番６号
債務者　平田　眞一
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９８９号
福岡市西区周船寺２丁目18番６号
債務者　平田美津子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９９６号
福岡市南区大楠３丁目16番32―208号
債務者　峪口　　勝
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３００１号
福岡市東区箱崎４丁目13番１―201号
債務者　高田さおり
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３００６号
福岡市南区大橋３丁目17番37―301号
債務者　三浦　絵美
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０３５号
福岡市西区野方４丁目27番12号
債務者　眞鍋　次男
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部